



平成24年5月21日

各位

会社名 西菱電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 西岡 伸明
(コード番号 4341 大証第2部)
問合せ先 取締役 経営企画本部 副本部長 藤原 敏夫
(TEL 072-771-3811)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月21日開催の取締役会において、平成24年6月26日開催予定の第46回定時株主総会に、下記のとおり定款変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の拡大発展及び多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について事業目的の追加及び所要の変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に、変更案第30条(社外取締役の責任限定)及び第40条(社外監査役の責任限定)を新設するものであります。
なお、変更案第30条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| 第1章 総則 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 無線通信機器類および当該システムの販売、実測、据付、保守、修理サービス業務。 (2) 遠隔監視装置、遠隔制御装置、有線通信機器類および当該システムの販売、据付、保守、修理サービス業務。 (3) <u>自動車電話、携帯電話、簡易型携帯電話、ページャ等の移動体通信機器</u> の販売、据付、保守、修理サービス業務。 (4) 放送用機械器具の販売、据付、保守、修理サービス業務。 (5) コンピュータおよび関連機器の販売、据付、保守、修理サービス業務。 | 第1章 総則 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 無線通信機器類および当該システムの販売、実測、据付、保守、修理サービス業務 (2) 遠隔監視装置、遠隔制御装置、有線通信機器類および当該システムの販売、据付、保守、修理サービス業務 (3) <u>携帯情報通信端末</u> の販売、据付、保守、修理サービス業務 (4) 放送用機械器具の販売、据付、保守、修理サービス業務 (5) コンピュータおよび関連機器の販売、据付、保守、修理サービス業務 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(6)大型画面映像機器、多目的広報システム、映像音響システムの販売、据付、保守、修理サービス業務ならびに放映業務。 (7)受変電設備、発電機、無停電電源装置、駐車場管理システム、エレベータ、空調機器等電気機械器具の販売、据付、保守、修理サービス業務。 (8)第1号ないし第7号に関する機器の部品の購入、販売および管理業務の受託。 (9)放送番組の録音、録画物の制作、編集、販売および配給。 (10)販売促進関係印刷物の制作、販売。 (11)大型画面映像機器のレンタル事業、イベント運営業務。 (12)コンピュータグラフィックの制作、販売。 (13)電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事。 (14)労働者派遣事業。 (15)古物の販売。 (16)不動産の賃貸および管理業。 (17)総合リース業。 (18)家庭用電器製品の販売。 (19)電子計算機による各種計算サービス業務。 (20)損害保険の代理業。 (21)前各号に附帯関連する一切の事業。</p> | <p>(6)大型画面映像機器、多目的広報システム、映像音響システムの販売、据付、保守、修理サービス業務ならびに放映業務 (7)受変電設備、発電機、無停電電源装置、<u>太陽光発電設備</u>、駐車場管理システム、エレベータ、空調機器等電気機械器具の販売、据付、保守、修理サービス業務 (8)第1号ないし第7号に関する機器の部品の購入、販売および管理業務の受託 (9)放送番組の録音、録画物の制作、編集、販売および配給 (10)販売促進関係印刷物の制作、販売 (11)大型画面映像機器のレンタル事業、イベント運営業務 (12)コンピュータグラフィックの制作、販売 (13)電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事 (14)労働者派遣事業 (15)古物の販売 (16)不動産の賃貸および管理業 (17)総合リース業 (18)家庭用電器製品の販売 (19)<u>情報通信サービス、情報処理サービス、情報提供サービス、その他情報サービス業務</u> (20)損害保険の代理業 (21)前各号に附帯関連する一切の事業</p> |
| <p>第4章 取締役および取締役会 (新設)</p> | <p>第4章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任限定) <u>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額とする。</u></p> |
| <p>第5章 監査役および監査役会 第30条 (条文省略) 第38条 (新設)</p> | <p>第5章 監査役および監査役会 第31条 (現行どおり) 第39条 (社外監査役の責任限定) <u>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額とする。</u></p> |
| <p>第39条 (条文省略) 第47条</p> | <p>第41条 (現行どおり) 第49条</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成24年6月26日

定款変更の効力発生日

平成24年6月26日

以上